

## 第 1 3 回丹波市教育振興基本計画審議会

- ◇開 会 令和 6 年 1 0 月 3 0 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分  
◇閉 会 令和 6 年 1 0 月 3 0 日 (水) 午前 1 2 時 1 5 分  
◇会 場 山南住民センター 集会室  
◇出席者
- |     |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|
| ・会長 | 安藤 福光 | ・副会長  | 松井 久信 |
| ・委員 | 葛木伸一郎 | 久下 悟  | 池内 晃二 |
|     | 岸田 孝広 | 酒井 陽祐 | 臼井真奈実 |
|     | 木寺 章  | 江本 晃謙 | 高橋 典子 |
|     | 竹岡 郁子 |       |       |

### 〔事務局〕

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| ・まちづくり部長          | 谷水 仁  |
| ・市民活動課長           | 山内 邦彦 |
| ・人権啓発センター所長       | 堂本 祥子 |
| ・文化・スポーツ課長        | 木村 成志 |
| ・教育長              | 片山 則昭 |
| ・教育部長             | 足立 勲  |
| ・教育部次長兼学校教育課長     | 山本 浩史 |
| ・学校教育課参事          | 小森 真一 |
| ・社会教育・文化財課長兼文化財係長 | 小島 崇史 |
| ・恐竜課長             | 松枝 満  |
| ・教育総務課長           | 足立 安司 |
| ・教育総務課副課長兼企画総務係長  | 足立 真澄 |
| ・教育総務課企画総務課主査     | 蘆田 愛帆 |

### 次第 1

#### 開会あいさつ

(事務局)

皆さん、おはようございます。それでは定刻となりましたので、第 1 3 回丹波市教育振興基本計画審議会を開催させていただきます。本日は大変ご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本会議は原則として公開をしております。丹波市のホームページにも会議内容を掲載しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、議事録作成のために録音をさせていただきます。発言の際にはお名前を名のっていただきから発言いただきますよう、よろしくお願いたします。会議は 1 2 時終了の予定でご審議賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

では、開会に当たりまして、丹波市教育振興基本計画審議会会長からご挨拶をいただきます。

(会長)

皆さん、おはようございます。本日で最終回となります。パブリックコメントの結果を踏まえた修正案ができておりますので、ご説明いただきながら、さらにいい答申案を作っていければと思っておりますので、1 2 時までどうぞよろしくお願いたします。

### 次第 2

#### 第 3 次丹波市教育振興基本計画の答申協議

##### (1) パブリックコメント結果報告

(会長)

それでは次第の 2 に入りたいと思います。第 3 次丹波市教育振興基本計

画の答申協議に入ります。まず（１）パブリックコメントの結果報告について、事務局からご報告をお願いいたします。

（事務局）

本日、机上に配布させていただいておりますパブリックコメントの資料につきましては、公表を希望されていない方のご意見も含んでおりますので、本日のみの資料とさせていただきます。会議終了後に回収をさせていただきますと思います。

また、本日の会議の公表につきましても、公表を希望されない件に関わる内容や資料については、削除させていただきたいと思っています。パブリックコメント後のホームページでの公表については、公表をご了承いただきましたご意見について、回答と併せて公表することとしております。

では、今回のパブリックコメントにつきまして、既にご存じのところですが、９月１７日から１０月１６日までの期間で実施いたしました。ご意見いただいたのは１１名で、個人の方が１０名、団体１名となっております。それらの方から全部の件数で７９件のご意見をいただきました。意見箱や電子メール、LOGO フォームなどにより提出いただきまして、市内の住所を有する人からは２７件のご意見いただき、市内に事務所を有する個人、法人などの方から４７件、市内に通勤・通学する人が５件、また丹波市、ふるさと住民登録者などの方から５件のご意見をいただきました。

また、委員の皆様にもお知らせしたところですが、丹波市市民活動支援センターからのご提案をいただきまして、１０月６日には、教育振興基本計画案の市民意見募集、パブリックコメントに合わせた計画説明、意見交換会を実施しました。市民プラザで９名の方のご参加いただきました。当日は事務局から計画案の概要を説明させていただいた後、グループに分かれて話し合っただき、短い時間ではありましたが、参加者同士の中でいろんなご意見を聞いていただくこと、また、その中で自分の思いを話していただくことができました。

以上で、パブリックコメントの報告とさせていただきます。

（会長）

ありがとうございます。今のことについて、何かご質問等ある方はいらっしゃいますか。

## （２）パブリックコメント意見の反映についての協議

（会長）

では次に入りたいと思います。パブリックコメント意見の反映についての協議となります。事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局）

資料は第３次丹波市教育振興基本計画案に対するパブリックコメントの結果についてというＡ３横の資料になります。また、計画案の冊子にパブリックコメントにより修正した箇所は赤字で、今回の修正に合わせて事務局でも見直したものを青字で示しております。そちらと併せてご覧いただきたいと思います。

それではパブリックコメントでいただきましたご意見のうち、そのご意見により計画案を変更したものについて、計画案とともに確認いただきたいと思います。

まずＡ３資料をめくっていただきまして２枚目になります。ご意見のナンバー６、計画案では３２ページとなっております。一人ひとりを、として書いておきながら、障がいや不登校、外国人に特化した書き出しになっているというようなご意見をいただいております。今回、そのご意見を踏まえまして、当初の文章を変更しまして、ご提案の文章を赤字で記しておりますのは修正した箇所になります。

続いて、ご意見ナンバーの9番、計画案では34ページになります。主な取組の1つ目、生徒指導提要に示されていることを強調してはどうかというようなご意見いただいておりますので、そのご意見を踏まえまして、個性の発見と可能性の伸長、社会的自立能力を育むため一人ひとりの発達段階に応じた生徒指導を充実させます、というところで一旦文章を切りまして、赤字で文章を追記しております。

続きまして、その下10番、計画案では33ページになります。33ページの上段2段目の文章について、ご意見をいただいております。文章の最後に、主体的に学習を取り組むだけではなく、主な取組に対話的で深い学びも表現する必要があるのではないか、というようなご意見をいただいておりますので、文章の最後に主体的、対話的で深い学びをすすめますというところを修正しております。

続いて、ページを飛びまして、ご意見のナンバーで言いますと37番になります。計画案のページでは32ページになります。インクルーシブ教育システムを障がいのあるこども、特別支援教育に限るような書き方がされている、というようなご意見で、ここににつきましては主な取組の中に丁寧に記載するべきと思いますというご意見をいただきました。ご意見のとおり様々なバックグラウンドを持つこどもたち、多様なこどもたちの教育を推進したいと考えておりますので、文章を計画案の赤字のとおり修正しております。

また、ご提案いただきました内容につきまして、具体的な取組というところなのですが、今後そのような視点も参考に取り組みでいきたいと思っております。主な取組という記載のところでは特に記載しておりませんが、今後の実施計画の策定する際の参考にさせていただきたいと思っております。

次、ご意見のナンバーで31になります。計画案では33ページになります。主な取組の一番下の四角のところのご意見いただいております。ビジネスに限らず、ことを起こす力、それを継続する力を育むものだと思います、というところでご意見いただいておりますので、態度という単語を力という言葉に置き換えております。

次、めくっていただきまして33番。該当ページは1番の1ページ目になるのですが、これは用語解説のところなので、用語解説の47ページになるのですがけれども、協働性という用語解説が必要だと思いますというところで、その協働につきまして、用語解説を47ページに追記させていただきます。

また、その下の34番のご意見につきましても、丹波市防災教育教材という用語説明が必要ではないかというところで、用語解説の49ページに追記しております。

次、ご意見のナンバーで38番、計画案で行きますと8ページの部分になります。8ページは、第2次検証の部分となります。カウンセリングマインド研修というものが対象を誰にしているのかというのが分かりにくいですが、またその用語解説も必要だと思いますというところで、計画案には、教職員対象のという対象者を追記させていただきました。用語解説につきましては、47ページに追加をさせていただきます。

その下、39のご意見になります。計画案では9ページ、10ページに関わるようになります。生涯学習支援の拠点としての市民活動センター等の取組にも触れるべきではないかというご意見をいただいておりますので、10ページで、赤字部分を追記させていただきます。

続いて、ご意見のナンバー40番のところになります。計画案では11ページになります。11ページのところが、子、家庭、地域、それぞれが子育ての当事者となる意識の醸成の部分というところ、子育てだけでは限定的に感じますということで、子育てや教育というところで、教育のとこ

るを追記しております。

続いて、ご意見のナンバーで42番のところ、計画案では19ページになります。19ページの上から3行目のあたりになります。地域においては、という書き出しの、それ以降の文章がやや分かりにくいというところで、主に付け加えた部分としまして、図書館や生涯学習施設等を中心に、市民が生涯学習をしやすい環境づくりが求められていますという文言や、社会教育を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進が必要です、というようなところを追記させていただいております。ここはご提案いただきましたご意見を参考に、追記させていただいております。

次めくっていただいて、52番のご意見になります。計画案では、25ページに使っているところなのですが、理念に込めた思いのところ、アイデンティティーという単語を使っております。このアイデンティティーの用語解説が必要だと思いますというところで、事務局案で用語解説のところ、46ページになるのですが、赤字で追記しております。

続いて、ご意見のナンバーで53番のところ、計画案では25ページになります。25ページは理念に込めた思いのところになるのですが、未来を切り拓くことというところと、自己実現の流れの順番があまりにも固定された概念のように感じます、自己実現はもっと多様なもので、それに配慮した表現をお願いしますというところで、今回その自己実現という言葉を自分らしく生きること、に赤字で修正しております。

ご意見のナンバー、今度は57番のご意見になります。計画案では20ページや、40ページ、基本施策のところになります。基本施策9のピクトグラムについて、ご意見をいただいております。こどもも大人も生涯を通じて、というような方針のピクトグラムではなくて、豊かな人生を切り拓く、未来を生きるこどもたちに求められる力を育むというほうのピクトグラムと、あとは全ての人が自分らしくいきいきと学び、というような、ここのピクトグラムのほうが正しいのではないのでしょうかというご意見をいただきました。こちらに対する事務局案の回答なのですが、豊かな人生を切り拓くため、未来を生きるこどもたちに、というような市の方針については、主にこどもの教育について示した方針であるため、このピクトグラムを採用することはしていません。ただ、ご意見を踏まえまして、全ての人が自分らしくいきいきと学び、誰一人取り残さない教育を実践する、こちらのピクトグラムに変更をいたしております。

59のご意見になります。計画案では29ページになるのですが、これも用語解説のところになりますので、先ほど協働性というものの用語解説、どうですかというご意見がありました。それと併せまして、協働の用語解説も必要だと思いますというところで、用語解説には協働と協働性と併せて用語解説47ページで追記させていただいております。

続いて、62番のご意見になります。計画案では29ページ、基本施策のところになります。こどもたちの学びを支える学習環境の整備・充実というところについて、学ぶ権利とか知る権利を保障するためには、学校司書の配置や学校図書館の充実が欠かせませんというご意見をいただいております。そのご意見を踏まえまして、学校図書館や充実という言葉を追記させていただきました。また、ご提案いただきましたご意見につきましては、取組の詳細については、単年度ごとの実施計画の作成の際に検討させていただきたいと思っております。

64番のご意見になります。こちらインクルーシブ教育という言葉について用語説明が必要だと思いますというご意見をいただいておりますので、用語解説に追記させていただいております。

続いて69番のご意見になります。計画案では34ページをご確認ください。34ページの上段の文章になります。豊かな情操や道徳心を培う、

(事務局)

としているのですが、道徳心という表現について、人権意識と道徳心は違う概念だと思います、人権意識の高揚についても説明をしていただきたいと思いますというご意見がありましたので、上段のところ、最終段落に赤字で追記をさせていただいております。また、上段の赤字修正に合わせまして、主な取組の四角、3つ目のところ、書き出しの部分が重複するようになりましたので、そこを削除しております。

次のご意見、71番のご意見になります。計画案では37ページをご確認いただきたいと思います。37ページの上段のほうの文章になります。地域の多様な主体という表現が誰を指すのか、曖昧になっているように感じます、というご意見でしたので、そのご意見を踏まえまして、地域住民や団体、企業などの多様な主体というところに修正しています。

続いて72番のご意見、計画案の同じ37ページになります。主な取組の一番上の黒い四角になります。多様な市民による主体的な学びとは何を指しているのかが伝わりにくいというところのご意見でしたので、そのご意見を踏まえまして、誰もが生涯にわたって学び続けることができるよう、それぞれの年代に応じた、というような文章に修正しております。

パブリックコメントの回答をさせていただいた分について、この場で加筆させていただきたいと思います。

パブリックコメントの番号で言いますと73番、基本施策のページで言いますと37ページのところになるのですが、この中でパブリックコメントの回答の中に、社会教育士の資格を取得と記載をしているところがあるのですが、正確には社会教育士は資格ではなく、社会教育主事講習、社会教育主事養成課程の修了者に対して付与される称号でございますので、こちらは資格取得ということではなくて称号付与ということで、誤りでございます。事務局の認識不足でございました。

なお、パブコメの回答としましても、ここで社会教育士だけでなく、実際に地域で活動される人やその活動をサポートする人、調整する人など、社会教育に関わる多様な人の育成ということを考えておりましたので、特定の社会教育士という表現はしない方向で記載をしていたわけなのですが、一方で、国の基本計画であったりとか、中教審の通知、また県の計画におきましても、社会教育士の称号取得の推進であったりとか、社会教育人材の活躍機会の場の設定とか、そういったことについての記載がございますので、基本計画の37ページの主な取組の段でございますが、下から2番目の黒四角のところ、地域の課題解決に取り組む活動の推進や、調整役となる社会教育に関わる人を育成すると記載しております。その後段に育成をするとともに、社会教育士や地域学校協働活動推進員などの人材の活躍機会の拡充を図ります、このような表現にしたいと思います。育成するとともに、社会教育士や地域学校協働活動推進員などの人材の活躍機会の拡充を図ります。もう一度読み上げますと、地域の課題解決に取り組む活動の推進役や調整役となる社会教育に関わる人材を育成するとともに、社会教育士や地域学校協働活動推進員などの人材の活躍機会の拡充を図ります、このように訂正・加筆をしたいと思っています。

もう一点ございまして、パブコメの一覧表の中の79番、最後になりますが、ここも同じく社会教育士は個人資格であるためという表現をしておりますが、ここも資格ということではなくて個人に与えられる称号ということになりますので、こちらも修正をしていただきたいと思っています。

なお、回答としましては、ご質問の中で参考指標の中に社会教育士の取得を入れられたらどうでしょうかとご提案いただいていたのですが、社会教育士自体、直接市が関与して育成できるという称号ではございませんので、指標として市が直接、手を出せないといえますか、なかなかそこ

は難しいのかなというところもございまして、ここでは指標としては捉えていないと回答をさせていただいているところです。

以上2点でございました。

(会長)

ありがとうございました。それでは79件寄せられて、そのうちの22件について、前回までに私たちのほうで合意を得られたこの計画案について、修正が図られたということでございますけれども、今の件について、何かご質問等、ご意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

まず2点。多分、ずっと見落としてしまっていると思うのですが、文字の間違ひがあるのかなと思っていて、こっちの計画の冊子1ページ、前文の3段落目になるのかな、2040年以降の社会を見据えたときの人口減少や人工知能の人工の字、これ多分誤っていると思うのですが、そうですね。

あと、全体的に用語解説のところは、私もとても気になっていて、特にやっぱり教育関係にいらっしゃる方は結構身近な言葉であっても、一般の市民の方にとってはあまり聞きなじみのない言葉もあるかなと思ったときに、ある程度解説は増えているのですが、例えば新しい、35かな、パブリックコメント、意見35、本紙7ページの、例えばデートDVという言葉、こちら多分本文上でも、新たな人権課題というふうに、新たなというふうにおっしゃっているの、確か男女共同参画でも結構この辺り、何か啓発に頑張っているいらっしゃるのかなと思っているのですが、やはり解説は、ここはあったほうがいいかな、一般に広く使用されているということは、確かにそうなのかもしれないのですが、その用語の意味を正しく理解されているかという意味では、まだ、あんまり一般的には広がっていないかなと思ったり、その下の情報モラル教育も、一般の方にとってはあんまり聞きなじみのない言葉かなと思ったりもしています。ちょっと幾つかそういうのがあるのですが、全部挙げてもよろしいですかね。

デートDV、情報モラル教育、続いてパブリックコメント45番になりますね、持続可能な社会の作り手、これ恐らく今回の国の教育振興基本計画の2つのコンセプトの1つ、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の作り手の育成から来ていると思うのですが、やっぱりこれも、ちょっと新たな言葉だとは思っているので、持続可能な社会自体はもちろんよく聞く言葉だとは思いますが、教育振興基本計画で使われている意図としては新たな捉えなのかなと思ったときに、ちょっと用語解説が必要かなと思いました。

あと、その2つ下、47番。調和と協調に基づくウェルビーイングですね。これもウェルビーイング自体は、たくさん解説はしているのですが、この調和と協調に基づくというのは、日本らしい今回の国の教育振興基本計画でも示しているウェルビーイングの捉え方の1つだと思うので、そこ、あったほうが親切かなと思いました。

あとは61番ですね。パブリックコメント61番、家庭の教育力という用語ですね。これ解説では、家庭も教育も多様であるため用語解説で特に定義はしませんということなのですが、ただ、これを何か指標というか、家庭の教育力を向上させると書いてあるので、それを図るに当たってはやはり、ある程度定義というか、どういう意味合いで使っているかみたいなことは説明が必要かなと思っています。

あと最後、70番ですね。情緒的な絆、これ審議会の中でも発言した記憶はあるのですが、これも恐らく乳幼児教育に携わっている方とか、家庭教育に活動されている方とかはよく聞く言葉なのかなとも思いつつ、やっぱり一般市民にとっては、あまり聞きなじみのない言葉だったりするのか

なと思っていました。

以上、ちょっと用語解説をどこまで入れるかみたいところは、皆さんと確認を今日できたらなと思います。

(委員)

すみません。同じ用語解説のところなのですが、私も、その用語解説のところはちょっと注目してみました。というのは、パブリックコメントでもかなり用語解説について、加えたらどうかというようなご指摘もあったので、一通り見たのですが、僕は委員さんが言われたこととちょっと違うことも言うかもしれませんが、もう少し絞ったほうがいいのじゃないかなと思ってます。一般的な説明で済ませているところは、この読んでいる人が、この言葉引かかって、例えば文化と聞いたときに、何やろう、これと思ったら、恐らくこの後ろに書いてあるところから見返すよりは、もう検索されると思います。そこで出てきたワードと、この後ろに書いてあるワードがほぼ一緒やったら、恐らくあまり用語解説の用がなくなってきたと思います。

昔は、そんな簡単に解説できずに、例えば広辞苑持ってきて引っ張って調べるとか、そんなことしないといけなかったのが、用語解説ってすごく一般的な言葉を書くだけでも意味があったと思うのですが、そういう時代じゃなくなってきたのかなと感じています。ですので、一般的にはこう解説するのだけれど、丹波市ではこのようにもうちょっと広く捉えていますとか、もうちょっと絞ってこう考えていますというようなもの、または、これちょっと用語解説からは出るのでだけれど、GIGAスクール構想って出てから、丹波市では現在、こんなふうに各学校では取り組んでいます、例えば令和2年度末には、全児童生徒にタブレットを配布して、学校の授業等で活用していますみたいなことを加えれば、読み手も、あ、こんなふうに進んでいるのだな、だからこういうことを今後されようとしているのだなということに結びつくかなと思ったりしました。

今すぐにこれを見ると、ひっくり返ってしまうところもあるので、今後、似たようなことを考えるときには、何か参考になったらいいかなと思いつつながら聞いたところでしたので、結論は現状維持になるかもしれませんが、あまり一般的なことを書いてある部分は、いいのじゃないかなというのが私の思いです。

(会長)

そのほか、用語解説について、今、用語解説のご意見が2つ続きましたけれども、何かございますか。

(委員)

基本計画を案とかで読むときに、全ての計画なのですが、用語の定義が後ろに多くあるということは、読みにくいということなんです。非常に入りにくいのです、計画自体の流れが。ということで、これからの話ですけれど、この用語解説をこれだけ入れなければならないような計画づくりに、僕はちょっと問題があるのではないかといつも思うのです。非常に分かりにくい言葉が出るとということですので。これですよということをするわけですね、用語でしょうからね。そういうことで、いつも思うのですが、行政がつくる計画について、これだけ何で用語のことを入れんなんのかということ、逆に言うたら枚数を少なくするためにか、国が言うてる用語を使うという方針でやっているのかということになるのですが、今、委員さんが言われたように、インターネットとか何かで見ましたら、全然その定義が検索してもこの定義と合わないやつが出てくるかも分かんのですわ。その危険があります。

(会長)

そのほか、ご意見ありますか。

これは、私、他市の振興基本計画の作成に幾つか関わっている中で、やっぱり同じようなことが出てきますね。やっぱり言葉が分かりにくいということです。

ただ、これは仕方がないことだと私は思うのですよね。やっぱりこれ教育の計画ですから、教育用語はどうしても使います。もしくは教育に関わる場所で言えば学問的な用語も出てきますので、これをやっぱりみんなに分かりやすい言葉で使うというのは、またちょっと意味がずれてくるので、やっぱり同じ言葉は使わなきゃいけないのかな。その上でだから、よほどというものには多分、この用語解説を入れるのだと思います。

ただ一方で、今、これは研究で言われていることですが、いわゆる最近、国もそうなのですが、用語解説を充実させるということは、逆に縛っているのじゃないか。要は、例えばここに主体的でという表現があったとしますよね。そしたら、主体的とはこうであるということを書いちゃうということは、逆に言うと、これを読んだ人が自分で調べて、こうなんじゃないかという機会を奪っているというのは、逆に言うと行政によるコントロールじゃないかという研究をしている人もいます。

そういうふうに考えると、やっぱり用語解説は、特に委員さんがおっしゃったのはよく分かって、丹波市では特にこう使っているとか、丹波市では特にこれに力を入れてやっているのだということを説明するということに、やっぱり用語解説というのはあってもいいのですが、本当に細かいところまで用語解説を入れてしまうと、逆に言うと、これを見た人たちがやっぱり縛られてしまうというのは、避けなきゃいけないのかなというのは思います。やっぱりこれを基にみんなで議論をしていくということがこれから重要であれば、その助けとなる必要最低限の用語解説に留めるべきじゃないかなと、私は個人的には思うところなのですよね。

あと、もう一つ言えば、これはほかの自治体の例です。これはこの後事務局で考えていただきたいのですが、ほかの自治体では、やっぱりこれが難しいので、市民向けの、やっぱり何て言うのでしょうか、物すごい簡易版はもっと柔らかい表現とか、易しい言葉を使って説明しましょうかというような案を考えている自治体もあります。丹波市がこれをするかしないかというのはご自由ですが、そういうような形で、やっぱりこれについてはやっぱりしっかりと、ちょっと難しいかもしれないけどというので行こうというのが大筋、私が今関わっているところの流れかなというのは思うところです。一委員としての意見として言います。

というところで、それを踏まえてどうでしょう。皆さんの、ほかにご意見があれば。

そう考えると、今、委員さんがおっしゃったことも分かるので、これだけはちょっと入れるか、入れないのか、検討してほしいというのは事務局に言っていた方がいいと思いますけど。

(委員)

大きな部分で言うと、ちょっとあんまり重たい用語解説が増えるのも、確かにそうかなという感じがするので、何か調べたら出てきそうなものとか、何ていうのかな、言葉としてはっきり定義されているものは、一旦では置いておくとしても、今回、教育振興基本計画において、国も示している部分のような言葉は、新たな概念かなと思うので、そこは説明したほうがいいのかと思います。具体的には持続可能な社会の作り手の育成、調和と協調に基づくウェルビーイングは必要かなと思うのと、よく分からない言葉として、私も分からないので、これは教えてほしいのですが、家庭の教育力って何ですかというところは、確認はしておきたいなと思います。定義しなくちゃいけないわけじゃないと思うのですが、何をさそうとしてここを用いているのか、読み手によっては引っかかるかなと思うので

すよね。家庭の教育力向上と言われても何か、どういうことかなみたいなのがあると思うので、そこはちょっと確認したいな、その3つ。後の言葉は気になった人は調べてくださいでもいいかなと思います。

(会長) ではどうですか、事務局。今の委員のご質問について。

(事務局) 2040年以降のいうところの、持続可能な社会の作り手の育成というところ。あと調和と協調に基づくウェルビーイングというところは、国のほうで示された今回、新たなコンセプトとなる言葉ですというような、そういった意味合いの用語解説をつけたらいいかなと思っていますところですが、後ほど検討したいと思います。

あと家庭の教育力につきましては、確かにそれぞれによって、捉え方が違うかなというところがあるのですが、この言葉については、ほかの委員さんにもご意見を少しいただきたいと思います。

(会長) それでは今、事務局からお尋ねがありましたけど、家庭の教育力ということについて、皆さん方のイメージするものでもいいですし、この計画の中に載っている文章の表現の仕方ですね。そういったことについても、何かご意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょう。家庭の教育力とは具体的に言うとは何ページになるのですでしたっけ。29と37ですね。

(委員) 教育基本法に基づいては、家庭教育という格好で収めておるのですわ。今、家庭教育ができない、する状態ではないと、できないではなくて、極端な話、親の持っている知識はもう極端な話古いと。だから子どもさん側は家庭教育を望むのじゃなくて、逆に言うたら、そういうAIに基づく教育を自分で探して受けつつあるという時代に入っていますので、この力というものを除いてしまったらいいのじゃないかなと思うのですが。家庭だけで収めてしまったら。家庭の教育力の向上とありますけど、家庭の教育向上だけではだめ。そういうような意味で。

(会長) 家庭の教育の向上という、多分行政として支援する方策が全く変わってくると思うのですよね。私はそう受けるのですよ。家庭の教育力向上という、例えば子育てセミナーをすとか、何ていうのですか、そういった情報発信をすという感じはしますけど、家庭教育向上という、行政が金銭的な、例えば支援をすとか、何かそういうようなイメージを私は持つのですよね。だからこの力というのは、すごく重要だと私は思うのですよ。

(委員) 重要過ぎるから、逆に定義がつけにくいと思うのですけれどね。

(会長) 定義、いや私、今読んでいるのですが、これ私の認知の問題かもしれないけれども、この37ページの文章で、私は何となく家庭の教育力の意味合いは分かるのですけれども。

(委員) だから、基本的には個人個人の受け方によって大丈夫ですよという考え方になるわけですね、家庭の力ということは。だから用語解説まで必要なのかなということに落ち着くのではないですか。

(会長) そうなのです。親として成長しながら子どもと向き合うこととか、子どもの豊かな成長を親が何て言うのでしょうか、願って教育をしていきましょうという、そういう柔らかい意味なのかなと、個人的にはこの文章を読ん

で思うのですが、ただ、みんなが私の認知ではないので、人はそれぞれ認知が違いますから。とは思うのですが、ただ「力」を抜いちゃうと、また全然違う意味合いになるので、私はやめたほうがいいと思うんですよ、それは。

そのほか、いかがでしょうか。

(委員)

私も教育力というのは必要だなと思うのです。今、学校現場でもいろいろな子どもさんの問題は捉えてはいますけれど、それを親御さんに伝えるときに、親御さんに伝わりきれていないなど、その家庭の状態を支える部分、ほかからの支援というのは、学びだけの中でなく、ほかの支援もやっぱりとても必要な部分なので、家庭における教育力を支える部分として、力という言葉は必要かなと思います。

(会長)

そのほか、いかがでしょうか。そのほか、ご意見はないようでしたら事務局に戻します。

(事務局)

この家庭の教育力というのも、パブコメをいただいて、ここに書いているときに教育も多様であるため、定義をしませんという結論をワーキングチームの中で出しました。家庭の教育力を定義するって非常に難しく、あらゆることが子どもに成長を与える家庭の有形無形のパワー全てですよ。それを定義するというのは非常に難しい。

例えば、朝ご飯が用意されているとか、ゴミがきちんと片づけてあるというような家庭環境も、子どもたちの成長には影響を与える、する力ですし、例えば先ほど言われたように学習を支援する力、例えばそれを塾に行かせる経済力ということもそうでしょうし、親の知力ということもそうでしょうし、例えば近所の人に頼むというコミュニケーション力もそうでしょうし、本当にあらゆることあると思います。生徒指導について、しつけということについても、子どもの悩みを聞いてあげるというような支える力もそうでしょうし、悪いことを悪いというふうに教えてあげる、そういう力もそうでしょうし、それ、そういうことを全てひっくるめた子どもの成長に与える力というのを、文章で定義はできないと思いました。そこがその多様であるため、用語解説で定義はしませんというふうに、ここに書かせていただいた理由です。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

今の説明で、大分意図が分かったところなのですが、やっぱり29ページの文章だけを読むと、ここだけ何かもしかしたら表現変えられるのか、もうこのままで行くのか、またちょっと話したいです。家庭の教育力向上のための連携強化と言われると、何が、もちろんこっちに書いてあるのですけれど、何か、行政と誰かがみたいな意味合いなのだと思うのですけれど、例えばもう、例えば家庭の教育力向上のための、何でしょうかね、家庭教育支援の充実とか、何かそういうふうになるとちょっとフラットに読み取れる感じはするのですけれど、何か連携強化と言われると、何かどういうニュアンスなのかなというか、何か家庭の方が読んだときに連携強化という言葉に、少しちょっと強いニュアンスを感じたりもするので。何か、そこがもう少し、もしかしたら一言加えるか、表現を少し見直すか。あと、どうですか。皆さんがどう思うかをまたちょっと聞きたいのですけれど。何と何の連携強化なのかぐらいの説明が必要かなというふうに思います。

(事務局)

おっしゃっていることが、そのとおりにかなと思いますが、29ページの

ところで、家庭の教育力向上のためにどういったことを連携するのかということまでは、ちょっと読み取れないとは確かにそうなのですが、37ページのところで意図しておりますのが、丹波市においては市が全体でやっていることなので、縦割りとかそういう話ではないのですが、福祉部局が家庭の教育に関することであったり、支援を行っているところが、別途部署があったりする中で、そういう子育て関係部署との連携であったりとか、あるいは外郭団体でもあり、社会教育団体でもありますが、PTAというところと連携をしながら、家庭の教育力の向上につながるような取組を行っていきたいというふうな趣旨で書いておりましたので、ここで29ページではあえて連携というふうな表現をさせていただいていることではあったということです。

(委員)

37ページは、これ、ここはやっぱり主語は教育委員会と子育て支援関係部署やという意味合いになるのですかね。丹波市という意味ではないのですよね、ここのところ。何かほかのところは多分、教育委員会だけではなく関連部署も含めということやと思うのですが、ここはあえて教育部局と子育て部署の連携を表現するという意味合いになるのでしょうか。その辺、内部支援ということなのですかね。

(事務局)

事務局の中で整理をさせていただきたいので、少しお時間をいただきたいと思うのですが、お時間大丈夫でしょうか。ちょっと5分程度いただけたらありがたいのですが。

(事務局)

その間に、では持続可能な社会の作り手と、調和と協調に基づくウェルビーイングをちょっとご説明させていただきます。

冊子の22ページを見てください。2、多様性・包摂性のある共生社会の実現の2つ目の大枠です。VUCAの時代に多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く持続可能な社会の創り手を育成する、とまとめています。国の表現は非常にコンパクトにしております、これを見ながら国の表現を聞いてほしいのですが、国のほうはこのVUCAの時代、例えばこんなこと、こんなこと、こんなことがあって将来予測できません、だから、この社会を持続的に発展させていかなければなりません、で、そういうときにはこういう人材が必要ですよというのを、割と長く書いています。だから、こういう人材というところがないので、持続可能な社会の創り手とかが分からないと思うので、国のほうの言い方を丸々取ってくるような形で、今こういう社会でこういう社会をつくらなきゃいけない、だからこういう人材を育てていくことが求められています、そのためには、私が書いているように、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く社会の創り手、持続可能な社会の創り手、これは国のそのままなので、そこにあと付け加えて用語解説にさせていただきたいと思います。

23ページです。調和と協調に基づくウェルビーイングについては、これは国のまんま書いているようなところですが、ただ、ちょっと文章をこのように変えるほうがいいのかと思いました。特に、のところからです。国の計画においては、簡単に言うと、日本の社会に根差したウェルビーイングは要素として、獲得的な要素のみではなく、ちょっと飛んで、協調的な要素を一体的に育み、日本社会に根差したウェルビーイングをと書いていますので、少し文章を変えます。もう一度言うと、国においては、日本社会に根差したウェルビーイングの要素として、獲得的な要素のみではなく、協調的な要素、調和的・一体的に育むことが求められており、国と同じようにします。日本社会に根差した調和と協調に求められています、で、

このような日本社会に根差した調和と協調に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させていくことが重要とされています、いうことで、実は調和と協調に基づくウェルビーイングは、このような、と書いてあって、その前に表現していることというふうに国のほうも書いていますので、育み、で文章を続けられるところで一回切って、このようにというふうにして説明したいなと思っていますので、ここは用語解説が不要になってくるのかなという認識をしております。ちょっと分かりにくいので、丁寧に書き直すのだなと思っていただけるとありがたいです。

(会長) どうですか。大丈夫ですか。

(委員) 大丈夫です。

(会長) 大丈夫だそうです。

(事務局) はい。では、そのように修正します。

(事務局) お時間いただきましてありがとうございました。29ページとの整合もあります。29ページの家庭の教育力向上のための連携強化というところについては、単に連携強化ということを取りまして、家庭の教育力向上のための取組、あるいは支援の充実という言葉でもいいのかもしれませんが、連携強化という言葉を取らせていただいて、取組とさせていただいたらどうでしょうか。

同じく37ページのところは、一番下の四角になりますが、子育て支援関係部署やPTAなどと連携し、というところは削除をして、具体的に事業としてはやっていくとは思いますが、言葉として削除をしてしまって、親として、というところからつながるように、つながるというのはスタートするような書き出しにしてしまうという案を提案させていただきたいと思います。

(会長) いかがですか、皆さん。

(委員) 家庭の教育力ということで、やっぱり家庭での環境が一番、教育力につながってくるのかなとは考えています。先ほど事務局がおっしゃったとおり、やっぱり定義が難しいかな、いろいろな力があると思うので、そういうふう考えたときに、そもそも親がその子に対して、こういうふう育てたいとか、そういうふうにいるかどうか、そういうふうにあるのかなというところで、ここにPTAとか、PTAと書いてあるのですけれども、そもそも今、PTAも何ていうのですか、そこ、ほかの学校さんがどうか分からないのですが、やっぱり組織的にPTAがどうなのかというところ、本校ではちょっとそういう話合いが出ていまして、やっぱり核家族で、おじいちゃん、おばあちゃんがない、いないとなったらPTAとか役員会もやっぱり出席できない、そもそも役員に選ばれたくないとか、そういう問題がすごく例年出てきていて。

ましてやこういう携帯とか、タブレットが普及して、なかなかしゃべらない、親と子どもも多分しゃべらない、帰ったらYouTube見たりとか、そういうコミュニケーション力が失われてきている世の中になってきているのかなというところで、きちんと考えているご家庭は、もちろん経済力もあってというご家庭は、塾も行かせたりとか、僕も小1の娘がいますけれど、読書一緒にしようとか、やっぱり見本を見せることで、その環境で子どもと一緒に本を読むのかな、みたいなふうには考えておるので

すが、そういうことがやっぱり考えられない家庭にとっては、教育力って何なのかなということ自体考えにくいのかなと考えますので、先ほど委員さんもおっしゃっていましたが、何か具体的なこういうふうにと、こういう結果につながりますというような、何か書いてあれば、それを読んだときに、ではそういうふうにやってみようかなとか、では1回市に相談してみようかなとか、そういうふうな形になっていくのかな。そもそも近所づき合いも、なかなかちょっと、自分の勝手な考えかもしれないですけど、近所づき合いもそもそも何か、今日日ないのかなというところも考えられますので、ちょっとすみません、まとまりがないんですけども、家庭の教育力というの、難しいなと考えます。以上です。

(委員)

家庭の教育力というので、定義がなかなかできないというところから出発したかなと思うのですが、この37ページの3行を読んだら、僕も会長がおっしゃったようにイメージができました。今年度たまたま僕、PTA会長もさせていただいているので、そういう取組に出席したこともあったので。

ただ、さっきの提案やと、これが取れるとイメージするものがなくなってしまふなとちょっと思ったので発言させていただきます。この最初の連携する具体的なちよつと思ひ描けるものはあつたほうが、これのことかなと思う人もいるのかなと思つて発言させていただきます。

(会長)

なるほど。そのほか、ありますか。

(委員)

家庭力ということに對しまして、今言われているのは体験学習を、当然学習は必要であるという世の中になりましたよということが言われとるのですけれど、いわゆる塾に通うとか、旅行するとか、そういうことになるのです、家庭力を高めるのは。ということは、所得によつて家庭力を高められない家庭がいっぱいあるわけですよ、言うたら、日本では。ということは、この連携をするということは、補助体制をつくるのかな、と。いわゆる、つくらんといかんのです、實際の話は。家庭力を強めるためには。連携だけで終わってしまったではあかんと思つたのですわ。いわゆる補助金を出せるとか、そういうところへ旅行させるための。いわゆる修学旅行でも行けないような家庭環境でということだったら、家庭力はもう非常につけられる状況ではないということが、書いてあるのですけれど、實際の話。そういう中でという発言をしておるわけなんですけれども。だから家庭、今さっき言われました連携とかなんとかということに對しましては、結局行政が後押しするのですよという表現に変えるべきだと思つたのですよ。連携強化とかいう、何を連携するのかということが見えないです。

(会長)

そのほか、ありますか。

ここは社会教育の推進という場所では考えたときに、旅行の補助をするとかいう話は、また全然違ふ話ですし、それは教育委員会の仕事とは多分、また違ふところがあるのじゃないかなと思つたのですよ。

ここで言つているのは、やっぱり結局、家庭の親御さんたちが、要はきちんと子どもたちを教育できるような何かサポートですよ、多分。何か私、さっきも言つたように子育てセミナーであるとか、何というか、それこそPTAだとか、あと丹波市はコミュニティースクールやっていますから、コミュニティースクールのそういった地域の元子育て世代の人に、何かいろいろ関わりながら子育てのコツを教つてもらつとか、多分そういったやっぱり支援じゃないかなと思つたのです。

やっぱり、だつてさっきの事務局が言つた経済資本への直接的なもので

はなくて、だからそうなるやっばり家庭の教育力という言葉は、私は必要だと思うし、あとやっばり委員さんのことで考えると、この子育て関係部署やPTAなどと連携するという文言は、やっばり多少残してもいいのかなというのは個人的には思いますけれど、多分ここで連携するというのは教育委員会とどういうところが連携するということなのじゃないのですか。私、そう読むのですけど、違うのですか、これ。だってこれ、丹波市教育委員会が書いているし計画書ですから、丹波市教育委員会が主語だと思うので、だから筆頭に来るという問題があるのだったら、こどもの豊かな成長を支えていけるように、子育て支援関係部署やPTAなどと連携しながら、家庭の教育力の向上につながる取組を行いますという、何ていうのですか、この文頭の文字を入れ替えれば、何か意味は通るのかなというのは思います。

だから逆に言うと、これをなくしてしまうと、本当に何か経済援助みたいな話につながりかねないのかなとは思いますが。だから、ここはそういうふうにして、先ほど委員も言っていたように、6の29ページはこういった例えば家庭の教育、委員のご意見から事務局が変更案を出してもらえたように、家庭の教育力向上のための支援の充実とか、何かそういうふうに着れば、ここはうまく整合が取れるのじゃないかなと、私個人的には今の議論を聞いていて思ったのですが、いかがですか。

(委員)

はい。これでまとめられればいいかなと思いつつも、やっばり社会教育の部分に関しては、もう一つ地域づくり支援の部分とか、地域へのその公民館の支援みたいところ、今度、まちづくり部との連携みたいな話が出てくる、ここだけ僕引っかかっているのですよ。町内の連携をするみたいなことは、当然それはすべきだと思っているのですが、ただ多分現状が、まちづくり部と教育委員会の関係に比べて、子育て支援関係部署との連携が、まだまだ不十分という認識であれば、ここはあえて入れていただいてもいいですし、最終的には最後、推進体制のところにもまちづくり部とは特に連携をしていくみたいなことも書かれているので、そこはもうあまりこだわらないようにするのですけれど、主語が教育委員会なのか、僕は丹波市なのだろうなと思っていたので、丹波市が主語だとしたら、何かあえて町内の部署のことをここに書くのは、ほかのものとのつじつまが合いにくいのかなと思ったところもあって、PTAは大事だと思います。PTAは教育委員会の組織とはまた別だと思うので、と思ったのでちょっと入れたのですが、でもここはあえて、これからより一層教育部署とこの子育て福祉部署の連携が必要だということであれば、このままでいいかなという形で、最終的には今の話でいいのかなと思っています。

(会長)

では、ほかの委員の皆様も、今のご意見でよろしいでしょうか。

(委員)

ここで思うのは、人と地域というところの立場ですね。これをもう少し前に出せばいいのじゃないかと思うのですが、学校が統合して、統合して、なっていくですね。地域と学校というのが、どうしても薄くなる部分もあるわけなのです。例えば運動会一つにしても終わってしまうと。知らん間に終わってしまった。そういうことから関連していくと、やっばり家庭の教育と地域の教育力、そういうような表現の仕方も必要やないかと思うのです。家庭だけで教育となると、どこまでが教育なのか、非常に悩まれるし難しいと思うのです。そのためにはやっばり地域というの、これからますます今までよりも、統合すればするほど、地域とのつながりを大事に持っていかなければ、学校というのは成り立たんと思うのです。

私もちょっとコミュニティーのほうもやっておるのですが、いわゆるコ

ーディネーターとかいろいろおります。地域にはそれぞれの魅力があって、そういう十分学習できる場所もありますので、その辺ももう少し家庭と地域と学校が一体となるような表現の仕方も、もうちょっと入れれば分かりやすいのではないかと思いますけれども。

(会長)

ありがとうございます。ちょっとこれは確認なのですけれども、37ページに多分そういうような、今、議論している一番下の黒四角にはちょっとそういう表現はないのですけれども、29ページの6番が、上から4つ目に一応、学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進というのは入っているので、多分そこが捨て去られているわけではないのですけれども、でもそれでも例えばこの子育て支援関係部署やPTA、地域などと連携し、というような文を入れたほうが良いというご意見になりますか、ということですね。

では、それは事務局として、これは私が入れるとは言えないので、ちょっと事務局のほうでそういったものがどうなのか、ただ問題なのは、これ主な取組なので、ここに書いてあるもの以外はやりませんということではないですから、ちょっとその辺もちょっと含んでいただいて、ちょっと事務局のお考えもありますから、ちょっとその辺は調整しなきゃいけないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

ご意見いろいろとありがとうございます。先ほどの委員さんからの発言の中で言いますと、29ページの6で書いている学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進というものに関しましては、イメージとしては地域・学校協働活動のことをイメージしておりましたので、37ページの上から4つ目の四角のところでは触れているところが、そういう書き方ではないかもしれませんが、そこに該当する項目なのかなと思っています。ここは家庭教育のことに関して書いているわけではないので、連携のことをここにイメージしておりました。に合わせて、家庭の教育力というのはまた別立てで書かせていただいているのが、この最後の項目ということになりますので、先ほど来からちょっとご意見をいただいておりますように、言葉の修正の部分については必要かなと思いますが、項目としては分けさせていただきたいという思いではあります。

(会長)

いかがですか。そのほかにありますか。では、ここは今の案で、フィックスでよろしいですね。

はい、ありがとうございます。では、ちょっと事務局のほう大変だと思いますけれども、ご修正、この29と37ページですね。ちょっと表現の変更をお願いします。では、次行きたいと思います。

(委員)

実は、事前に文章で教育委員会には渡しているものもあるのですが、意見書として。その部分に関して、特にこの場で確認しておきたいなというところで、ナンバー77ですね。パブコメ77です。冊子でいうと結構後半ですね。42ページになるかな。42ページのままでですね。

この中で、計画の推進に向けて、推進体制の中で(2)の市民参画の最後に、こどもの声を聞き、その声を大切にしますということで、市民の参画という意図でここは入れていただいているのかなと思っています。そのことはもともと、こどもまんなか社会というものを大事にしていくこの計画の柱に沿っていて、よいものだなと思っています。

ただ、そのことに関しては、この1個上の学校・家庭・地域においても言及すべきかと思っています。そのことをパブコメの意見に書かれているのですが、やっぱりそこは、もう少し丁寧に拾ったほうが良いかなと思っています。

て、特に回答の中では学校や家庭においてはこどもの声を聞き、その声を尊重することは教育を進める上で前提であるためと書かれているのです。

もちろんそういう認識でされているとは思いますが、であれば多分、今こども基本計画とか、そういったものは別に必要は、決して学校・家庭だけじゃないので、社会においてもという意味では必要だと思うのですが、やはりこれだけこどもの声を聞き尊重するということが、国のほうでも進めていることについて、学校・家庭・地域の役割の中にも何かそういった表現を入れてもらおうと、よりその前段でこどもまんなか社会の実現のためにというところが、より市民の方にご理解いただけるのかなと思っています。

一旦それ1つ。もう1点ちょっと大きなところあるのですが、その点についてちょっと皆さんにご意見いただきたい、事務局のご意見もいただきたいです。

(会長)

ちょっと時間も限りがあるので、先に言ってもらっていいですか。

(委員)

今度はあれですね、冊子の32ページの部分になります。結構今回のパブコメを受けて、たくさん要素が盛り込まれているのかなと思っています。結構いろんなことを実現していく、ウェルビーイング、社会的包摂、共生社会の実現とか、たくさん書かれている中で、実際その主な取組に関しても、学校教育の範囲を超えたような部分もあるのかなと思います。各関係機関との連携とか、相談支援体制の充実を図るところはと思ったときに、これを学校教育とくくってしまっているのかなということ、これは皆さんにまた投げかけたいなと思っていて、逆に学校教育にこれを全部ののだと入れてしまうと、結構学校側の負担が大きいような感じがしてどうかというところは、ちょっと皆さん、また議論したいなと思っています。ここはもう教育でもいいのかなと思ったり。結構幅広いことをこの中に盛り込んでいる中で、これを学校教育、もちろん学校教育はメインという意味だとは思いますが、学校教育と言ってしまうと、やや現場の先生方にプレッシャーがかかっちゃうのかなというような不安もあったりとかして。その辺り、皆さんと議論したいです。

(会長)

はい、ありがとうございました。

まず第5章の第1節に、こどもの声を聞くという、このパブコメの意見を反映させなくてよいのかということについて、事務局は前提であるので、不要であるというのが回答だったわけですが、委員の皆様はそれぞれどのようにお考えでしょうか。

(委員)

一人ひとりを大切にして、きめ細やかな学校教育の推進と書かれている部分での、今の委員さんのご意見だとは思いますが。それと、その中で学校教育と語ってしまう中で、不登校児童・生徒が増えている。そして本当の意味でのこどもたちの声というのは、楽しい学校、行きたい学校という言葉をよく聞きます。行けない子たちはいけないのでしょうか。駄目なのではないかな。学校だけが全てではないというところを、丹波市の教育の中で認めてほしいな。認めるというか、今の学校のシステムの中にはしんどい子、学校に行けなくなったらレインボー教室があるよ。レインボー、私も元学校の先生であったり、それも古い体制のお考えをお持ちの先生方が多いというのは実際ですので、今、小学校の先生方は言葉がけも変わってきましたし、何々しましようという見直しの言葉であったり、それから全体の授業の中でも、個々の進度に合わせて、本当に大変な苦勞をされているのは知っております。それでも、いろいろな環境の中でというか、関

係性の中で学校に行けない、学校に行きたいのに行けない、その部分をこの中に加えていってほしいと思うのです。

小さなフリースクールをされているなど、今、特に私は市島町なので、新規就農の方がよく入られます。教育に悩まれております、実は、こんな自然豊かな地域で子育てをしたいと思いつ住をしたけれどつらいと。本当に丹波市って自然豊かな教育の中で教育をされているのでしょうかねと思うことが多いです。形だけは自然がありますけどね。

そうやって苦しんでいる家庭もあるということ踏まえて、フリースクールなど、不登校で自由にいる居場所があるよとか、そういう言葉が欲しいなど、この部分ですね。主な取組の部分、委員さんのお考えの思いの中にもそれがあると思いますので、考えてください。

(会長)

はい、ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。

(委員)

こどもまんなか社会の実現であります、本当の意味のこどもまんなか社会、本当に今、こどもまんなか社会で、誰でも登園とか、そういうふうなことが出てきたりしているのですけれど、施策の中で。本当にそれで親が楽したいじゃないけれど、親のための何かこどもまんなか社会の実現に向けての施策のような感じが、私はちょっと取ってしまうのです。その中で、やっぱりこどもの声を聞きその声を尊重するという事は、すごい大事なことと思うので、その辺のところでも市民の参画のところに入っている、私はいいかなと思ったのですが、やっぱり学校・家庭・地域の役割の中にも、少しその文言が変わってでもいいので、入れればいいかなとは思っています。

(会長)

はい、ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

(委員)

先ほど委員さんがおっしゃっていた77番のところですかね、学校や家庭においてこどもの声を聞き、この声を尊重するという事は前提であるということは回答で書かれています、やっぱりこういう文章に冊子として残していただいたほうが、全然その状況を知らない方たちが、やっぱりこどもたちの声を、そういうふうにくみ取ってもらっているのだなという印象は受けやすいとか、そういうふうに受け取られるのじゃないかなと私も思ったので、どこの場面にも置かれても、そういう言葉とか、こどものためにこの教育基本計画の作成に当たっておられると思うので、そういう前提はやはり冊子には残していただいたほうがいいのかなと感じました。

(委員)

私も同じ思いです。前提なので、前提のように書けばいいだけで、43ページのように、いきなり(1)から始めるのじゃなくて、ちょっと前提になるこどもまんなか社会云々のこどもの声を聞きというようなことを大事に取り組みますということ2行、3行入れて、(1)(2)(3)としておけば、全てにわたって市民だけじゃない各家庭・地域も当然、それは関係機関も含めてというような意味合いになるのかなとは思いますが、どうでしょうか。

(会長)

はい、ありがとうございます。

まず、ちょっとでは事務局にご検討いただきたいのは、まず第5章の第1節というところについて、こどもの声を聞く、尊重するというのを入れたほうがいいのじゃないかということについて、今、委員が言われたのが、一番現実的なのかなというの思ったのですけれど、ただ、市民の参画の

ところの最後の段落にもう、こどもも共に社会をつくるパートナーとしてこどもの声を聞き、その声を大切にしますという文言は、既に載ってはいるのです。これ私のだけ載っているのですか。

だから、これの位置をその前段に今持ってくると、全ての段落にこれが適用されるのかなというのは思っています。ですから、この辺り事務局が前提としているものは、この(2)に書いてあるということを踏まえれば、一度ご検討を事務局のお考えとしてできるかどうかというところは、ちょっとご判断いただかなきゃいけないのかなと思いますけれども、その辺りいかがでしょう。

(事務局)

回答がまとまっていないところではあるのですが、このパブコメの回答をさせていただいたのは、学校や家庭においてこどもの声を聞き、その声を尊重するというところ、前提という言葉が悪かったのかもしれないのですが、例えば学校や家庭において、ふれあいとかつながりとか関わりをつくり出すということ、信頼関係を強めていくということ、そういったことについては、必ずこどもの声を聞くということがなければならぬ行為であると、それが含まれているので、こどもの声を聞くという言葉よりは、つながりとか関わりという言葉で、学校・家庭・地域の役割の中で、使わせてもらっています。

また、この計画全体に関わってくる大切な視点としまして、こどもまんなか社会の実現というところですね。21ページになるのですが、こちらで、こどもの声を聞き尊重するというようなところは触れさせていただいています。こちらのページにつきましては、この計画を進める上で全体を通して言えるところのページでありますので、そこにこどもの声を聞くということについては記載させていただいているということで、パブコメのご意見にはお答えさせていただいたということでございます。

(事務局)

補足です。先ほど言ったように、こどもまんなか社会の実現というところ、21ページから22ページにわたって、第3次計画策定の視点として、子ども基本法の基本理念なんかも示して、こどもの意見を聞き尊重ということがここにあることが、第3次計画の策定の視点としてあります。だから、これをベースにして第3次計画をつくっていますというつくりになっています。

ですので、当然基本理念もそのことは意識していますし、基本方針もそのことは意識していますし、基本施策もそのことを意識しています、という計画のつくりになっています。

当然、推進体制に当たっても、こどもの意見を聞きながら推進していきますということは、我々つくったほうとしては全体にかかっているという認識だったのです。それを、今、ご意見の中で推進体制の市民の参画のところにも学校・家庭・地域の役割のところにも書くべきではないかというご意見なのですが、そうやって重複させる必要があるのかどうかという視点で、ちょっと議論いただけたらありがたいです。

(会長)

いかがでしょうか。

今、事務局からの補足説明でご回答がありましたけれども、既に(2)には入っている。

(委員)

先ほど委員さんのほうからもありましたように、やはり(2)のところにはこういう言葉、こどもの声を聞きその声を大切にしますという言葉が入っているのですが、やはりそれが一番上に持ってきたほうが、先ほどいいのではないかというふうな意向やったと思うのです。今、事務局のほう、

お話はありましたけれども、そうしたら隣の43ページのほうにはまず進捗状況を管理しますという形にしておいて、1、2、3というふうに挙げられてきていますよね。

では、同じように、やはり上にあって、もう2のところだったら、さらにもとに社会をつくるパートナーシップとし、こどもの意見を聞き、その声を大切にしますという言葉はなくしてしまって、全体としてその位置の上にそういう文面を出したほうが、1、2、3に関わりやすいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(会長)

パートナーですよ。

(委員)

事務局が言われることはよく分かるのですが、最初のところはこういう格好で視点でつくりましたよということに、今の委員会では、そうっていないのじゃないかと、分かりにくいということで、今、協議しとるわけなので、だから視点が前にある、そうしてつくりましたよと。つくられていますよという確認ができる、なっていないということやと思うのですわ。その反論やと思うのですが。

(会長)

委員からはそういう意見が出ていますけれども、いかがですか、事務局として。この1、2分のできる話じゃないと思いますが、少しこれはちょっとご検討いただくのかなと思いますけれども。多分、今すぐこれ、出るものでもないと思います。

あともう1個、32ページの学校教育のところですけども、いわゆるこの学校という言葉をつけるのか、つけないのかっていうのと、あと委員からもありましたように、要は学校に行きたくても行けない子についての記述があるけれども、もう少し厚くしたほうがいいのではないかとというご意見ですが、これに関わって、ほかの委員からのご意見ありますか。

(委員)

教育基本法においては、家庭教育、学校教育、社会教育とか宗教教育とか、それがうたわれておるんですよ。春にも、この審議会を始める前のときからも討議があったんですが、学校教育関係が非常に多いんじゃないかと。社会教育関係が少ないんじゃないかということ論じましたね。全てを網羅できなくなるから、ここは学校教育で網羅しましたよということで、やっぱりこういう格好で残さんとしやあないと思うんです。非常にもう分厚くなりますんで。ということです。

(会長)

学校を残したほうがいいのか。

(委員)

残さんと仕方ないのではないかと。教育基本法の立てつけから言えば。

(会長)

いや、私も学校教育は残したほうがいいと思っていますのです。確かにパブリックコメントで、学校教育ばかりじゃないかというご意見あるのは分かるのですが、丹波市は結局ここに、29ページに書いてあるけど、スポーツと文化に関することを、多分教育委員会ではないところもやっているんで、だから教育委員会のお仕事の範囲内で言うと、やっぱり学校教育がやっぱり、こういう状況では学校教育が厚くなりますから、もうこのパブコメはほら、致し方のない話という前提ですよ。今、委員の言われたところで言うと、だからこの37ページの6番が社会教育とついていて、これ確か学校教育があるのに何で社会教育がないのだというところから社会教育という言葉を入れたので、学校教育なくしたら、今度は何で社会教育だけあるのだとなるから、その部分の、いわゆる形式美の問題とい

うのと、あともちろんその委員がおっしゃったように、学校の先生がこれを読んだら大変なんじゃないかと思うのですが、でも言っても丹波市は別にこれを学校教育だけでやろうとしているわけではなくて、だからいわゆるこのピクトグラムでいろいろなところが分担しているので、ただ、やっぱりこの市民の方からのご意見で、やっぱりこういった視点をちゃんと書かなきゃ駄目なんじゃないですかと書いてあるわけですから、これは別に学校だけに押しつけるという話でもないのかなというご判断でこれを入れたのじゃないかなと、私はこう読んでいます。

ただ、一方でちょっと委員さんのおっしゃっていることについては、ちょっと私は、すみません、丹波市の状況があまりよく分かっていないので、もう少しちょっと、ここ、学校に行けない子たちについてのまなざしというのについては、少し事務局とほかの委員の皆さんの意見をすり合わせていく必要があるのじゃないかなと、個人的には思っているところなのです。

(委員)

はい。おっしゃるとおりで、学校教育という言葉は、社会教育と対になるもので、どこかには残したほうが良いと思っています。

例えば、提案なのですが、やっぱり1番の項目がすごく盛り盛りになっていっていると思うので、例えば2番の項目は、ここも比較的学校教育かなと思うのですよ、メインが。あと大きな2番ですね、基本施策の。ここに学校教育と入ること自体は、あまり先生にとってもそんなプレッシャーは大きくないのかなと、よく学校で用いられるような表現とかもたくさん出ているなど、主体的、対話的で深い学びとか、情報活用能力とか、丹波ふるさと学とか、アントレプレナーシップ教育とか、まさにここは学校ドンピシャ、ど真ん中という感じがするのですが、例えばこっちに学校教育という言葉を残して、1番目に関しては、やはりちょっとかなり幅広いというか、多様な人たちが関わらないと、この部分って結構実現するのは難しいかなと思ったときに、学校とあえて縛らなくてもいいのかなというふうな、今、意見を持っています。いかがでしょうか。

(会長)

今の提案は前回までにやらなきゃいけないのです。これは今日やる話じゃない、申し訳ないけど。項目変えるって、かなりの作業ですからね。委員の人の意見もそうですけど、これ変える事務局も大変なのです。この項立てについては、我々はかなり議論してきてこうなっているのです。

(委員)

はい、そうですね。その点、すみません。配慮が足りなかったなと思います。皆さんとちょっとご意見共有し合って、このままで、もう文章が皆さん、違和感なければ全然これでいいのかなと思います。また結構、でもここは増えたなという印象を持った、その意見としてはここに入れさせていただきました。

(会長)

すみません、少し感情的になりまして、申し訳ない。ただ、気持ちも分かるので、例えば、社会教育で携わってくださっているから、学校だけじゃないという意識を持って、この後もご活動していただければなというふうには思います。

最後、一点だけ、他の委員のおっしゃっていたことについては、どうでしょうか。

(事務局)

1番は、学校教育課長としては学校教育でやっていくこととして挙げています。やっぱり義務教育であり、公教育なので、多様な子が通ってくる市立の学校の中において、障がいのある子、不登校のこども、日本語指導が必要なこども、そういった多様な教育的ニーズがあるこどもたちの支え

をできる学校をつくっていききたいという思いをこの一つ目の項目には入れた  
たいです。

ただ、学校だけでできるわけではないので、連携してという表現を入れ  
させていただきます。多様な専門機関ありますので、そういうところ  
と学校が、学校なり教育委員会が連携して、こういう子どもたちの社会的  
自立を支えていききたいという思いを、この1項目に込めたいと思っていま  
す。

不登校児童・生徒のことにに関してなのですが、一応2つ目の主な取組の  
2つ目のところに、学校復帰を目指すだけではないような表現をしている  
のです。不登校児童・生徒の教育機会の確保というところに、当然フリー  
スクールや教育支援センター等も入りますし、相談体制の充実というところ  
に、学校復帰だけではないという部分も含んでいます。

何よりも大切なのは、将来の社会的自立に向けた支援を充実します。学  
校の先生が子どもに関わる大人の一人として、子どもたちの社会的自立に  
向けた支援を充実しますということを書いています。

という思いで、社会、そういったフリースクールなどの社会資源を全く  
活用しませんというようなことを述べているわけではないということをご  
理解いただきたいと思います。

(委員)

学校がそれを拒否していないのだよというのは分かるのですが、子ども  
を中心に、子どもから考えたときに、学校という言葉がしんどい子もいる  
のです。1人、2人じゃないのです。どうしてこんなに学校行かない子が  
増えているのかという視点を、学校から学校教育だけで考えないで、丹波  
市の教育を、学校だけで捉えないでほしいのです。もっといろいろな、本  
当に多様性のある子どもたちというのは、今、育っていますというか、親  
御さんもちろんそのところにおられます。多分、学校教育だけで、それ  
が全てだと思われない親御さんもおられます。それやったら勝手にせえよ  
って、そうじゃないと思うのです。そのところを、丹波市の教育の中で  
一言欲しいなと思うんですけど、それだけです。

(会長)

それは具体的にどういうのになるのですか。

(委員)

フリースクールもありますよと本当に簡単にその一言書かれたらいいの  
じゃないかなと、そんな難しいことを言っているわけじゃないので、ここ  
に書かれていないことが、ちょっと残念。いや、私たちは考えていますと、  
それは分かりますけれど、人はこれをめくって考えていくのです。思うの  
です。そこにフリースクールも丹波市にはありますよ。それはいろいろあ  
るでしょうけれども。

彼女のところもそうですね。それを学校では行けない子が、ここでは多  
様な価値観を認めることも中心に教育を捉えるというのでしたら、学校の  
システムについていけない、やはりね、ついていけないというか、学校教  
育は大切なのだ、大切ですよ、今、小学校の先生、本当大変ですよ。毎朝、  
学校からおうちへ起きているかと電話をされるなど。来られないのはどう  
してなのだろうと一つひとつの家庭、子どもたちについて、現場は考えて  
おられます。一言です、本当に。フリースクールもありますよと。それだ  
けなのですけれどね、要望としては。

(会長)

これ、関係機関の連携って、それは入らないのですかね。

(委員)

分からないです、関係機関では。公的なものと考えておられるので、私  
立の小学校や中学校が丹波市にはありませんから。はい。読んでも分から

- ないです。
- (会長) なるほどね。
- (委員) 選ぶところがないのですもん。選ぶのはこの場でしたら、公的な学校と、そこを補佐するというか、レインボーしかないのですよ。だから困っているのですよ。
- (会長) なるほど。どうですか。
- (副会長) この下の、32の2つ目の中にそういう言葉を入れればいいのかということですか。それとも上の文章の中がいいですか。
- (委員) いえいえ、もう2つ目のところに。
- (副会長) だから、ここにある相談体制の充実というのは、そういうものを分かっているのかなという意見で私は受け取ったのですけれどね。わざわざそういう言葉を一つひとつ、ほかにも、レインボーだけじゃなくほかにもあると思うのですよ。そういうものを入れていかなきゃいけないのか。いやもうこの形で、結局、不登校児童・生徒の教育機会の確保と相談体制の充実というふうには出ているのですから、それは教育委員会と学校とに聞けば、ほかにもこういうのがありますよということが分かってくると思うのです。それを具体的にここに出すべきなのかどうか、そこはちょっと、私は分からないのですが。
- (会長) そのほか、どうですか、ご意見。
- (委員) よく分かるのです、2人の相違点とかは分かるのですが、今現在その実態が、学級へ入れないこどもさん、不登校、行けないこどもさん、それをフォローしている団体があるのですよということは明記すべきではないですかと、今、委員さんは言われていて、スクールのほうも単位が取れるということになりましたね。
- (委員) はい。
- (委員) そういうことで、国の制度も変えてきとるわけですね。
- (委員) はい、そうです。
- (委員) だから、そういうことを受け取った場合には、やはりそこに明記すべきではないかということには非常に賛同します。
- (委員) ありがとうございます。
- (会長) そのほか、ご意見ありますか。
- (委員) 憲法26条に、いわゆる教育を受ける権利というものが書いてありまして、その義務教育につきましては、そういう格好でいろいろたわわておるのですけれど、そういう権利を行使できない人がおりますよということになるわけです。
- 学校という名前に、義務教育学校というところに入れたい子がいるとい

うことは、その憲法26条で決めている権利をできないということになるわけなんです。だからこの間、そのスクールにつきましては単位を認めるということになったんです。それは押さえておかんといかんと思います。

(会長)

そのほかの委員の皆さん、ご意見ありますか。  
事務局はいかがでしょう。今、意見が出ていますけれども。

(委員)

みません、委員さんの提案をお聞きして、フリースクール等という文言を入れないとか、その載せないほうがいいと思っていच्छやるのか、どうしてそう思うのかとか、そういうことをちょっとお伺いしたいなと思います。

ちなみに、うちに今、中学生のお子さんがお一人、女の子なのですが、そのお子さんとあと小学生のお子さんが自分で選択して学校に行かないというお子さんと、もう一人小学生のお子さんが、丹波市内には今いच्छやるのですが、そういったお子さんの現状も含め、学校の先生はうちに見学に来ていただくなどしているのですが、ちょっとそういうお子さんもいच्छやる状況の中で、どういうふうにお考えかをお聞きしたいなと思います。

(会長)

はい。お願いします。

(事務局)

フリースクールに行っている子たち、十分に把握しておりますし、出席認定しているこどもたちについても、学校とともに支援をしているところではあります。この範囲の中で、ここにフリースクール等と連携しという文言を入れるべきだというご意見になったら、それに対して別に拒否するという事はないです。

ただ、私の今書いている文章の中で、包含しているのではないかという考え方で、この文章を書いていますという状況なだけという言い方はあれですけど、はい。という現状がそうだということです。

(会長)

ありがとうございます。

フリースクールという文言を入れたほうがいいのか。それとも先ほどおっしゃいましたように、要はこの書き方だと、公的機関しかイメージできないから、例えば私的な機関とかいう表現でもいいのかとか、多分、今この文言でというのは、もう多分決められないから、入れるとしたらどういう文言で入れたほうがいいのか。フリースクールという、もう単語で行ったほうがいいのか、何かそういった私的な支援機関、うまい表現、分からないけど、僕。

(委員)

分からないですね。こどもたちが集団で、小さな集団であれ、ちょっと集まって学んでいる、遊んでいる、遊びから学ぶ、言葉を学んでいる、育っているという、その表現があれば私は別にフリースクールでも、支援している団体がありますでも構わないのです、それは。ただ、これでは分からないし、先ほど言われたように、だけでないよということを知らせてほしいのです。それだけです。

(会長)

分かりました。

(委員)

文言としてはこだわってないです。はい。分かります。

(会長)

では、今、委員がおっしゃられたように、その文言はともかくとして、

そういった公的なものだけでなく私的な機関とか、いろいろなものが子どもたちの支援に携わっているというのが分かるような、ちょっと文言を、事務局のほうには入れていただくということでもよろしいでしょうか。

(委員) はい。あえて、相談機関というのじゃなくて、子どもたちが通えているというか、難しいですね、相談体制みたいなところをちょっと変えるのではなく、子どもたちがそこで育っている場所があるよという意味ですね。

(会長) どうですかね。ちょっと両委員さんで、こんな文言でどうですかというのを、ちょっと総務課にちょっと。

(委員) 分かりました。

(委員) もう簡単なのはフリースクールなのですが、フリースクールだけじゃないのですよ。

(会長) そう。だけじゃないのだったら、やっぱりそのさっき言ったことを包含するような表現を、ちょっと事務局に送っていただかないと、もうこの作業はもうみんなで作らないと。

(委員) はい、分かりました。

(事務局) 主な取組なので、あるよとは書けないので。教育委員会として、こういう取組を行っていきますになると、やっぱり連携して自立を支えていきますみたいな表現になるのかなとは思いますが。

(委員) また、相談します。

(会長) はい。それでまたちょっと事務局とちょっと調整をしていただければと思います。予定の時間をちょっと過ぎてしまいましたけれども、ほかにご意見はございますでしょうか。

(委員) 今のところで、中身は全然違うのですが、修正した文章が下半分に赤でずっとあるのですけれども、上の1段目と下の2段目で重なっている言葉が大変たくさんあって、このしつこく同じこと書かなくても、もうちょっとすっきりと1つにまとめられないかなと思います。例えば社会的包摂云々とか、読んでもらったなら、また出てきたということが3行分ぐらいはあるかなと思いますので、重ねなくても十分伝わるのじゃないかな。

いや、それだけ力説しようという意図があるのであれば、それはそういうことで押さえてもらったなら結構ですけど、いかがでしょうか。

(会長) では、この表現についてはまたちょっと事務局のほうで、意図的な重複なのか、そうでなければ、もうちょっと整理していただくことはご検討ください。そのほか、ございますか。

(委員) 確認だけなのですけれど、すみません。37ページで、赤で直されたところで、意見等に対する市の考えというところでは入っていない言葉がちょっと、これどうなんですか。どういう意味で入れられたかなと思うんです。ちょっと文章のつながりがよく分からないんですけど、地域住民や団体・企業などの多様な主体や世代というものを入れられました。この世代というものは何の意味で入れられたんですかね。よく分からなくなる。文

章が繋がらないですよ、ここ。

(事務局) この今の世代の追加についてですけれども、パブリックコメントのほうのご意見の反映になります。資料のパブリックコメントの結果についてという11のご意見になるのですが、この中の多様な主体や、というところに、この多様な世代も追記してはどうかというところで、今ここに世代を加えさせていただいた結果にはなっています。

(委員) 世代は最初から多様ではないのか。

(会長) 多分、この意見を寄せてくださった方は、偏りがあると感じられているのだと思います。

(委員) 文章がうまく繋がらないんです。主体の中に世代がもう入ってしもとるんじゃないですかと思ったりできるんですけど。固執されるのであれば別に構わないんですけど。回答されとるという段階の中でですけれども。71番の回答では主体で終わってますが。

(事務局) この部分に関しましては、先ほど申し上げましたように、パブリックコメントで2つのご提案をいただいている世代というところと、それから多様な主体のところ、2つ重なってしまっていたので1つの文章になりにくかったというところがあるかもしれません。

今、ご意見いただきましたとおり、主体と活動をつなぐということがまず1つはあったのと、恐らく11番でコメントいただいているのは、世代間の交流的なそういうところの話かなとも思ったりしますので、ちょっとこの部分は文章の整理をさせていただきたいと思いますが、事務局のほうで預からせていただくということは可能でしょうか。

(会長) いいですか。

(委員) いいですよ。

(会長) ではお願いします。それでは、これで審議を終了してよろしいでしょうか。はい、皆様ありがとうございます。

### 次第3 今後のスケジュール案

(会長) それでは、次第の3の今後のスケジュール案について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 今言いました37ページのちょっと世代のところの文章のつながりのと、あと5章のところですね。42ページのこどもの声を聞きというところの、その視点を5章の初めに持ってくるというところにつきまして、今後見直しが必要な箇所となっています。こちらにつきましては、また正・副会長と確認させていただいて、それと32ページのところ、フリースクールのところですね。その3か所につきまして、また後日、正・副会長と調整をさせていただきまして、計画案の骨子案とさせていただくことで、させていただきたいと思えます。

今後のスケジュールとしまして、その計画案をもって正・副会長から教育委員会のほうに答申をしていただくこととなります。

答申していただきましたら、定例教育委員会にて計画案を提案していき

たいと思っています。その後に、市議会への提案となってきます。

#### 次第4

##### その他

##### (1) 教育長あいさつ

(事務局)

続きまして、その他に入らせていただきます。本日の審議会が、最終となりますので、教育長より挨拶をいたします。

(教育長)

第3次丹波市教育振興基本計画を会長、副会長をはじめ、各委員の皆様方に諮問してから本日まで、13回にわたり今後の丹波市の教育の在り方につきまして、大所高所から、また幅広い見地からご意見をいただき、熱心に、また真剣に、情熱を持ってご審議いただきましたことにつきまして、心より厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

今後、答申いただいた後、スケジュールに従い、議会提案とする予定でございます。「人を愛し、ふるさとを想い、しあわせのカタチを創造できる人づくり」の基本理念の下、非常に変化が激しく、価値観も多様化し、変化の時代と言われる、今後本当に難しい社会情勢の中ではありますが、この第3次丹波市教育振興基本計画に基づき、こどもたちはもとより、市民の皆様方が、一人ひとりの幸せの形を想像できるよう、なりふり構わず愚直に、力いっぱい取り組んでいきたいと思っています。

会長、副会長をはじめ、お世話になりました委員の皆様方の今後のますますのご健勝にてのご活躍をご祈念申し上げまして、お礼の言葉と代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

#### 次第5

##### 閉会あいさつ

(副会長)

皆さん、本当にこれまで、今日で13回という形で、本日で教育進行基本計画の審議会は終わりとなります。

今日出てきましたいろいろな意見等、先ほど事務局から話がありましたように、事務局で検討していただいて、最後、答申のほう、教育委員会へ提出させていただきたいと思います。本当に長い間でしたけども、いろいろと意見を出していただき、ありがとうございました。

これを持ちまして、教育審議会を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。